

1 条例制定の趣旨

小中学校の給食費負担は年間5万円を超えており、保護者負担を軽減し、子どもの教育を受ける権利を保障する権利保障型の無償給食の実施は社会の要請である。

また、本市においては、20代における東京都及び大阪府への転出入数は△2589人、30代における周辺自治体への転出入数は△1658人（いずれも令和5年度）と、人口流出が顕著となっている。合計特殊出生率も1.08と、記録が残る1970年以降過去最低を更新した。子育て施策の推進が極めて重要であり、取り分けて、保護者の経済的負担の軽減は喫緊の課題である。

よって、京都市立学校の学校給食費の助成に関し、条例を制定し、市民福祉を向上しようとするものである。

2 概要

(1) 目的（第1条）

この条例は、京都市立学校に在籍する児童及び生徒の学校給食費を助成することにより、保護者の負担を軽減するとともに学校給食の質の維持向上を図り、もって子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

(2) 助成額（第3条）

市長は、第1条の目的を達成するため、保護者に対し、学校給食費の総額を助成する。

(3) 助成金の申請及び受領（第4条）

保護者は、学校給食費の助成金の申請及び受領を、別に定めるところにより、児童又は生徒が在籍する京都市立学校の校長に委任するものとする。

(4) 助成の特例（第10条）

選択制中学校給食を注文していない場合や、アレルギー・不登校等で給食未喫食の場合も相当の額を支給するため、以下、規定する。

第3条から前条までの規定にかかわらず、市長は、この条例の目的に照らし特別の理由があると認めるときは、保護者に対し、第3条の規定による助成の額に相当する額を超えない範囲内の額を支給することができる。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (2) この条例は、令和7年4月分の学校給食費から適用し、令和7年3月分までの学校給食費については、なお従前の例による。